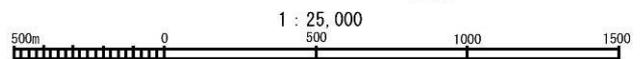
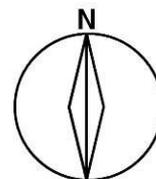


凡 例

-  : 事業予定地
-  : 市界
-  : 第1種区域
-  : 第2種区域 (I)
-  : 第2種区域 (II)



出典：(平成 24 年 10 月草津市告示第 228, 229 号、草津市)、(平成 20 年 4 月大津市告示第 45 号、大津市)、
(平成 24 年 10 月栗東市告示第 147 号、栗東市)

図 4-3-3 振動規制法に基づく区域指定状況

3) 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく水質汚濁に係る環境基準を表4-3-14、表4-3-15に示す。事業予定地周辺の草津川および伯母川は公共用水域の水質汚濁に係る環境基準に指定されていない。

また、「草津市の良好な環境保全条例」(昭和53年条例第26号)では、環境管理基準として、生物化学的酸素要求量(BOD)、T-N(窒素)、T-P(リン)を取り入れている。環境管理基準を表4-3-16に示す。事業予定地周辺を流れる伯母川、草津川には同基準は設定されていない。

さらに、ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)により、水質(水底の底質を除く)1pg-TEQ/L以下、水底の底質150pg-TEQ/g以下と定められている。

表 4-3-14 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	
	水質汚濁に係るもの	地下水の水質汚濁に係るもの
カドミウム	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー		0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下

備考)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 4-3-15 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100m/L 以下
A	水道2級 水産1級水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100m/L 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100m/L 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

- 注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下

備考) 1. 基準値は、年平均値とする。

表 4-3-16 草津市水質の環境管理基準(草津市の良好な環境保全条例)

類型	指 標			顔 による 評 価		感 覚 一般的表現	水 生 生 物 の 種 類																																
	BOD(mg/l) 生物化学的 酸素要求量	T-N(mg/l) 総 窒 素	T-P(mg/l) 総 リ ン	顔 表 示	説 明																																		
AA	1以下	0.2以下	0.02以下		たいへんよこんでいる	きれい																																	
A	2以下	0.5以下	0.05以下		よこんでいる	ややきれい																																	
B	3以下	1.0以下	0.1以下		すこしよこんでいる	やや汚れて いる																																	
C	5以下	3.0以下	0.3以下		すこしがまんしている																																		
D	8以下	4.0以下	0.4以下		がまんしている	汚れている																																	
E	10以下	5.0以下	0.5以下		ないている																																		
類外	10を超える	5.0を超える	0.5を超える		おこつている	たいへん汚 れている																																	
説 明	<p>〇BODとは、水の汚れを示す代表的な尺度の1つで、この値が高いほど水が汚れていることを示します。例えば、家庭台所排水では、一般的に800mg/lあります。</p> <p>〇T-N、T-Pとは、水の富栄養化を示す尺度の1つで、これらの値が高いほど赤潮の発生や臭い水の原因となります。</p>			<p>顔の各部位(口、目、眉毛)はそれぞれ次のように、各指標の汚れの程度を表してします。</p>																																			
							<table border="1"> <tr> <td></td> <td>AA</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>類外</td> </tr> <tr> <td>BOD</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>T-N</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>T-P</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		AA	A	B	C	D	E	類外	BOD								T-N								T-P							
	AA	A	B	C	D	E	類外																																
BOD																																							
T-N																																							
T-P																																							
							<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>ナガシマスビオブル類</td> <td>ヒメタカゲロウ類</td> <td>ヨロヒトカゲロウ類</td> <td>サワガニ</td> <td>カワニナ</td> <td>1以外のアトビオブル類</td> <td>「コ」以外のシシジロウ類</td> <td>シシジロウ類</td> <td>ヒル類</td> <td>ミスズシ</td> <td>サカマキガイ</td> <td>ユスリカ</td> <td>イトヒキムシ類</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	ナガシマスビオブル類	ヒメタカゲロウ類	ヨロヒトカゲロウ類	サワガニ	カワニナ	1以外のアトビオブル類	「コ」以外のシシジロウ類	シシジロウ類	ヒル類	ミスズシ	サカマキガイ	ユスリカ	イトヒキムシ類						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																											
ナガシマスビオブル類	ヒメタカゲロウ類	ヨロヒトカゲロウ類	サワガニ	カワニナ	1以外のアトビオブル類	「コ」以外のシシジロウ類	シシジロウ類	ヒル類	ミスズシ	サカマキガイ	ユスリカ	イトヒキムシ類																											

(2) 規制基準

特定施設等を有する工場・事業場から公共用水域に排出される全ての排水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)および「草津市の良好な環境保全条例」(昭和53年条例第26号)に基づき排水基準が設定されている。

本事業は、焼却施設(廃棄物焼却炉)が特定施設に該当し、表4-3-17に示す有害物質に係る排水基準が適用される。また、ダイオキシン類に係る排水基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)により、10pg-TEQ/L以下と定められている。

「下水道法施行令」(昭和34年政令第147号)および「草津市下水道条例」(昭和56年条例第37号)に基づく、公共下水道に排出される排水の排除基準は表4-3-18に示すとおりである。

表 4-3-17 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下
シアン化合物	0.1 mg/L 以下
有機リン化合物	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.05 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1.0 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物	100 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下

表 4-3-18 下水道への排出水に適用される排除基準値

項目	基準値
温度	45 度未満
水素イオン濃度 (pH)	5~9
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満
浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
全りん	(10mg/L 未満)
全窒素	(60mg/L 未満)
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/l 以下 (20mg/L 以下)
沃素消費量	220mg/L 未満
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下
シアン化合物	0.1mg/L 以下
有機リン化合物	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.05mg/L 以下
水銀	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
フェノール類	5mg/l 以下 (1mg/L 以下)
銅及びその化合物	3mg/l 以下 (1mg/L 以下)
亜鉛及びその化合物	2mg/l 以下 (1mg/L 以下)
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/l 以下 (0.1mg/L 以下)
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
アンチモン	(0.05mg/L 以下)
ニッケル	(1mg/L 以下)
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
備考) 1. 基準は、下水道法施行令第9条の4、第9条の5、第9条の10および草津市下水道条例 第10条の1、第11条、第12条に基づく。 2. ()内は日間平均値。	

4) 悪臭に係る規制基準

悪臭については、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づき、草津市および大津市では臭気指数により規制されている。臭気指数の規制を表4-3-19、規制地域について表4-3-20、図4-3-4に示す。

なお、栗東市では臭気指数による規制はされていない。

事業予定地は草津市の第3種地域に指定されている。

表 4-3-19 臭気指数規制基準

規制場所 の区分 規制地域の区分		敷地境界線 (第1号)	気体排出口 (第2号)		排水水 (第3号)
			排出口の高さが15m未満	排出口の高さが15m以上	
草津市	第1種地域	臭気指数10	排出口ごとに算定する 臭気指数	排出口ごとに算定する 臭気排出強度	臭気指数26
	第2種地域	臭気指数12			臭気指数28
	第3種地域	臭気指数13			臭気指数29
大津市	第1種区域	臭気指数12			臭気指数28
	第2種区域	臭気指数15			臭気指数31

表 4-3-20 悪臭防止法に基づく規制地域

地域の区分		用途地域
草津市	第1種地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域
	第2種地域	市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域および準工業地域
	第3種地域	工業地域、工業専用地域
大津市	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	第2種区域	市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、都市計画区域外の地域、

注) 草津市における地域区分のあてはめは、主に都市計画用途地域による区分であるが、一部一致しない部分がある。